

しが県民芸術創造館にかかる財産譲渡について

1. 財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類 | 土地および建物 |
| 2 譲渡面積 | 土地 10,848.53平方メートル、
建物 延床面積 3,985.37平方メートル |
| 3 譲渡予定価格 | 無償 |
| 4 譲渡の目的 | 草津市文化施設 |

(参考)

財産の所在地 滋賀県草津市野路六丁目
契約の相手方 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川渉

- ・ 土地 草津市野路六丁目字内山1679番2 他7筆
・ 建物 ホール(704席+補助席、車椅子席)、展示ホール、
練習室(3室)、和室、リハーサル室、事務室
昭和63年6月25日開館(旧草津文化芸術会館)、平成18年4月1日名称変更

2. これまでの経緯

- 平成21年12月 「外郭団体および公の施設見直し計画」を策定
- 平成24年 7月 政策・土木交通常任委員会で、機能検証とあり方の抜本的見直しを報告
地域における文化資産としての有効活用について、草津市と協議を開始
協議と並行して、利用者との意見交換会を開催(計4回)
- 平成24年12月 移管に向けて手続きを進めることを、草津市と確認
- 平成25年 1月 政策・土木交通常任委員会で、草津市との確認事項について報告
- 平成25年12月 草津市へ円滑に引き継ぐため、非公募で現指定管理者を選定し、指定
- 平成26年 2月 第225回滋賀県公有財産審議会へ諮問し、答申を得る
- 平成26年 2月 設置および管理に関する条例廃止条例案、財産譲渡について、議案上程

3. 今後の予定

- 平成26年 4月～12月 ホール改修工事等の実施(施設の貸館利用は停止)
- 平成26年12月 土地建物の譲渡契約締結
- 平成27年 1月 市の施設として運用開始